第５　住宅資金特別条項（民事再生法199条１項）

１　住宅資金貸付債権を有する債権者の氏名又は名称（民事再生規則99条１号）

独立行政法人住宅金融支援機構（旧：住宅金融公庫）

２　対象となる住宅資金貸付債権

平成12年５月17日付金銭消費貸借抵当権設定契約証書（以下「原契約書」という。）に基づき、独立行政法人住宅金融支援機構（旧：住宅金融公庫）が再生債務者に対して有する貸金債権

３　住宅及び住宅の敷地の表示（同規則99条２号）

別紙　物件目録記載のとおり

４　抵当権の表示（同規則99条３号）

別紙　抵当権目録記載のとおり

５　住宅資金特別条項の内容

上記１の住宅資金貸付債権の弁済方法については、再生計画認可決定の確定した日以降、原契約書の各条項に従い支払うものとする。

別紙物件目録

所在　舞鶴市字溝尻小字越行1153番地１

家屋番号　1153番１の２

種類　居宅

構造　鉄骨造スレート葺２階建

床面積　１階　124.75㎡

２階　102.19㎡

〔木村成男こと朴成男（登記簿上の表示　木村成男）　共有持分２分１、木村早苗　共有持分２分の１〕

別紙抵当権目録

独立行政法人住宅金融支援機構（旧：住宅金融公庫）が有する抵当権

原因　平成12年５月17日金銭消費貸借により同日設定した抵当権

登記簿上の債権額　金2490万円

利息　金1890万円につき年3.2％　ただし平成22年５月17日から年4.0％　金600万円につき年3.6％　ただし平成22年５月17日から年4.0％　（但し月割計算　月未満の期間は年365日日割計算）

損害金　年14.5％（年365日日割計算）

債務者　木村成男こと朴成男（登記簿上の表示木村成男）

登記　京都地方法務局舞鶴支局

平成12年５月17日受付　第3963号

再　生　債　権　弁　済　計　画　表

受付番号	債権者名	確定債権額				再生債権免除額		弁済額合計	弁済方法			備　考
		元本①	利息・遅延損害金		元本等再生債権（①＋②）	元本等再生債権	開始決定日以降の利息・遅延損害金		第１回	第１～６回	第７回	
			開始決定日の前日まで②	開始決定日以降		免除率94.8％	免除率100％					
1	京都北都信用金庫	29,201,369	57,398,446	0	86,599,815	82,096,624	0	4,503,191		643,313	643,313	
2	木村栄子	2,500,000	0	0	2,500,000	2,370,000	0	130,000		18,571	18,574	
3	大谷龍作	300,000	0	0	300,000	284,400	0	15,600	15,600			
4	池成徳	300,000	0	0	300,000	284,400	0	15,600	15,600			
5	京都信用保証協会	485,804	2,255,731	0	2,741,535	2,598,975	0	142,560		20,365	20,370	
6	高橋達也	150,000	0	0	150,000	142,200	0	7,800	7,800			
7	株式会社オリエントコーポレーション	939,618	0	0	939,618	890,757	0	48,861	48,861			
８の１	京滋信用組合（期限の利益既喪失分）	135,273,949	1,096,274	0	136,370,223	129,278,971	0	7,091,252		1,013,036	1,013,036	
８の２	京滋信用組合（期限の利益未喪失分）	68,597,678	0	0	68,597,678	65,030,598	0	3,567,080		509,582	509,588	仮に再生手続開始決定時点で期限の利益を喪失した場合の金額
	合　計	237,748,418	60,750,451	0	298,498,869	282,976,925	0	15,521,944	87,861	2,204,867	2,204,881	